

病児・病後児保育事業について

1. 事業概要

本事業は、保護者の就労等により、自宅での保育が困難な病気の初期から回復期までのこどもを、市内教育・保育施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とした事業です。

第3期えにわっこ☆すこやかプランにおいて、令和9年度の事業開始を計画しており、多様化する保育ニーズの充実を図ります。

2. 事業内容(予定)

対象児童	0歳6カ月～小学校3年生のこども
開所日数 時間	午前7時15分から午後6時15分まで (午後7時15分までの延長保育あり)
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
保護者負担	日額1,000円から2,000円(1人あたり) ● 世帯収入による利用料の免除または減免あり ● 給食費等の実費負担あり
設備基準	● 保育室を有すること。その面積は利用定員1人あたり1.98㎡以上とし、1室あたり8.0㎡を下回らないこと。 ● 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。その面積は利用定員1人あたり3.3㎡以上とすること。 ● 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
職員基準	● 看護師等は1名以上配置 ● 保育士は1～3名に対し1名以上配置

3. 募集概要

応募資格	令和7年4月1日現在で、市内において認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の運営実績があること等
整備数	市内1施設(1日3人まで)

4. 施設整備に関する補助金等について

当該整備については、国の子ども・子育て支援施設整備交付金の活用を予定しているため、交付金を受けての事業所整備は国の交付内示を受けてからの着工となります。

5. 事業者の選定方法

(1) 事業者の選定は、恵庭市病児・病後児保育事業候補者選定審査委員会が行います。審査は、恵庭市病児・病後児保育事業選定基準に基づき、書類及びヒアリングにより審査します。ただし、ヒアリングは省略する場合があります。

(2) 恵庭市病児・病後児保育事業候補者選定審査委員会の選定結果については、全応募者に対し文書で通知するとともに、恵庭市議会厚生消防常任委員会へ報告します。

6. 事業者選定までのスケジュール

日 程	内 容
6月下旬	第1回 選定審査委員会(本公募について委員に説明)
7月～8月	<ul style="list-style-type: none">● 公募の実施● 参加申込書受理● 参加資格確認通知書発送● 企画提案書の受理
8月～9月	<ul style="list-style-type: none">● 第2回 選定審査委員会(審査・評価)● 事業候補者決定● 審査結果通知と公表
R8 年度	施設整備を伴う場合には、改修工事等を実施
R9 年度	事業の開始

※上記スケジュールは予定であり、変更になる可能性があります。